

岐阜県立池田高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 28 年 6 月改訂

道徳教育の重点目標

- ・明るく、元気なあいさつができ、身だしなみを整え、規律ある言動ができる生徒を育てる。
- ・感謝の心、人のためになろうとする温かい心と忍耐力を持つ生徒を育てる。
- ・選択力を高めさせ、自らの選択に対して自己責任のとれる生徒を育てる。
- ・自ら学ぶ姿勢を大切にし、創造性とチャレンジ精神を持った生徒を育てる。

学校の教育目標

校訓「向学・友愛・錬磨」の下、明るく規律ある学校生活を通して、「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かな、心身ともに健全な人間形成を期すとともに、現代社会に貢献できる人間の育成に努める。

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・学習指導要領
- ・国・岐阜県の基本方針

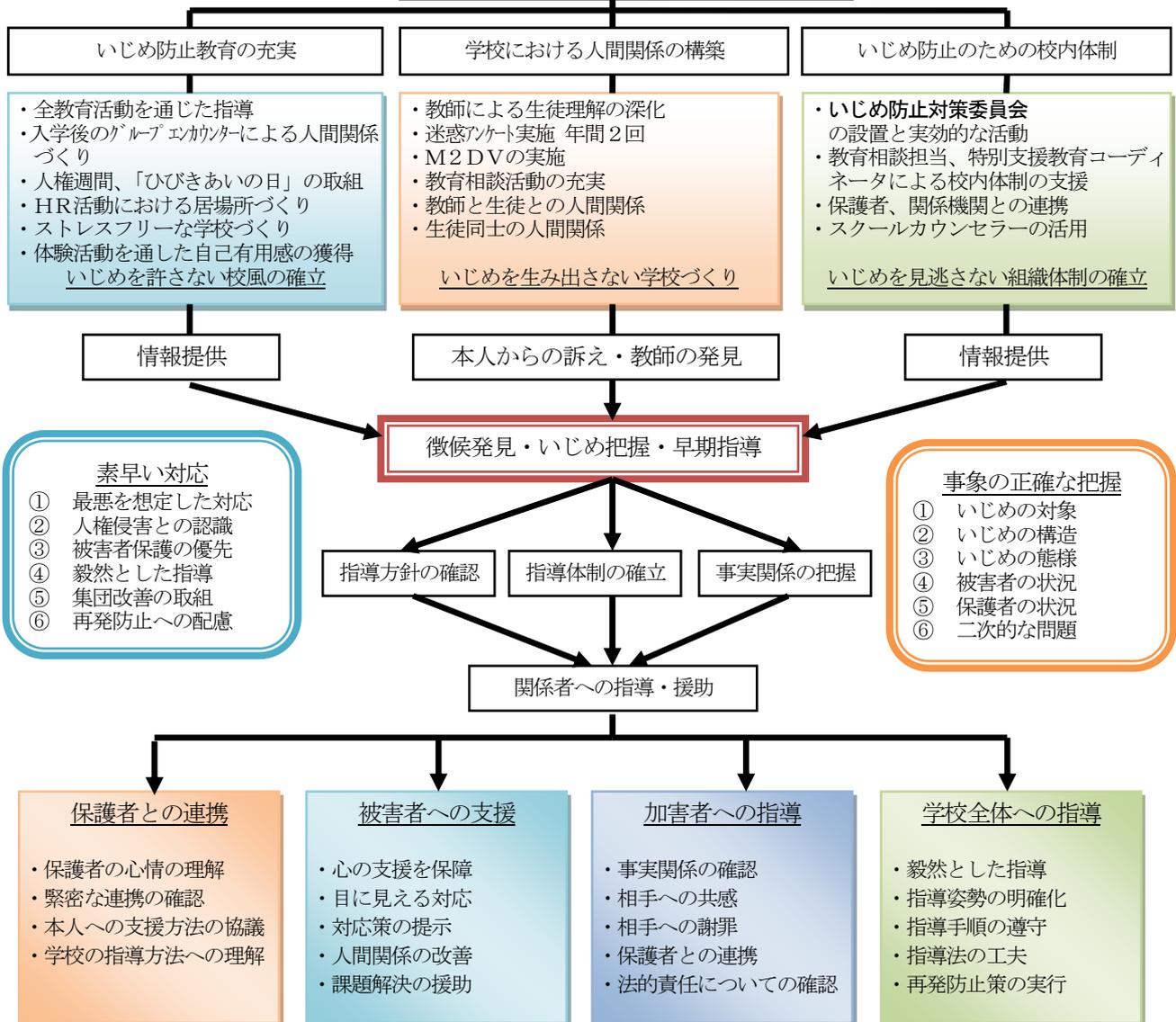
いじめ防止のための基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。
したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめの定義

当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ

未然防止の取組



情報提供

本人からの訴え・教師の発見

情報提供

素早い対応

- ① 最悪を想定した対応
- ② 人権侵害との認識
- ③ 被害者保護の優先
- ④ 毅然とした指導
- ⑤ 集団改善の取組
- ⑥ 再発防止への配慮

事象の正確な把握

- ① いじめの対象
- ② いじめの構造
- ③ いじめの態様
- ④ 被害者の状況
- ⑤ 保護者の状況
- ⑥ 二次的な問題

保護者との連携

- ・保護者の心情の理解
- ・緊密な連携の確認
- ・本人への支援方法の協議
- ・学校の指導方法への理解

被害者への支援

- ・心の支援を保障
- ・目に見える対応
- ・対応策の提示
- ・人間関係の改善
- ・課題解決の援助

加害者への指導

- ・事実関係の確認
- ・相手への共感
- ・相手への謝罪
- ・保護者との連携
- ・法的責任についての確認

学校全体への指導

- ・毅然とした指導
- ・指導姿勢の明確化
- ・指導手順の遵守
- ・指導法の工夫
- ・再発防止策の実行